

美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等委託業務仕様書

1 業務名

美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等委託業務

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的とする。

令和5年度には、本市の第3期子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、子どもの保護者の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設等及び子育て支援事業に関する意向等を把握し、子ども・子育て支援事業計画の策定に係る基礎資料となるデータの単純集計を行う。

令和6年度には、昨年度に収集したデータの分析結果を基に、計画における各種事業の目標設定、事業計画案の策定、事業計画案の策定支援等を行い、計画書及び概要版を作成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

4 業務の内容

- (1) ニーズ調査業務
- (2) データ収集及び分析業務
- (3) ニーズ調査分析報告書の作成業務
- (4) 庁内関係課に対する調査
- (5) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ
- (6) 目標量の設定
- (7) 事業計画骨子案の策定
- (8) 事業計画案の策定支援
- (9) パブリックコメントの実施支援
- (10) 計画書及び概要版の作成
- (11) 子ども・子育て会議の支援

5 業務の詳細

- (1) ニーズ調査業務

①対象者及び件数

※回収率60%を想定

| 対象者種別 | 対象者（配布）数 | 回収予定数* |
|-----------|----------|--------|
| 就学前児童の保護者 | 1,500件 | 900件 |
| 就学児童の保護者 | 1,000件 | 600件 |

②調査票の項目等

平成30年度に行ったニーズ調査の項目を基に、国の基本方針や美濃加茂市独自の設問を加え、現在の課題（こども誰でも通園制度、ヤングケアラー問題等）や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、美濃加茂市子ども・子育て会議での意見も考慮し決定するが、受託者は、調査票案設計にあたっての助言及びアドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

また、調査項目数が多いため、WEB回答（スマートフォンその他タブレット端末での回答を想定）も併用、回答の一時保存機能や見やすいレイアウト等で、回答者の負担軽減や回収率向上に努めて作成すること。

なお、令和4年度に調査を行った「夜間保育」及び「休日保育」の項目については、発注者と協議の上決定すること。

③委託の範囲

| 項目 | 受注者 | 発注者 |
|------------------|-----|-----|
| 調査票の印刷 | ○ | |
| 差出封筒、返信用封筒の印刷 | ○ | |
| 対象者の抽出及び宛名ラベルの作成 | | ○ |
| 調査依頼文の作成 | | ○ |
| 調査票封入・封緘、宛名ラベル貼り | ○ | |
| 郵便料金（発送、返信） | ○ | |
| 返信先 | | ○ |
| 回答済調査票の開封 | ○ | |

(2) データ収集及び分析業務

①調査票の種類・項目別にデータの集計（単純集計）

②必要な調査項目の回答に関してはクロス集計

③自由意見のとりまとめ

④国が示す指針や基準に基づく教育・保育、子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出、区域の設定、必要事業の「確保方策」、こども誰でも通園制度や小規模保育事業等のニーズ等を検討できるよう分析をする。

⑤美濃加茂市第6次総合計画、美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総

合戦略「Caminho（カミーノ）」、第2次美濃加茂市教育振興基本計画（FROM-0歳プラン2）、地域福祉計画等の整合性を図りながら分析を行う。

⑥上記のほか、美濃加茂市を含む広域（美濃加茂市、加茂郡、その他近隣市町村）で調整が必要な施策の事業量を算出する。

(3) ニーズ調査分析報告書の作成業務

調査結果の分析コメントや計画策定時における課題抽出をはじめとしたニーズへの言及等を文章化したものに、対象者別のクロス集計表やグラフを用いて分かりやすくまとめた分析報告書を作成する。

(4) 庁内関係課に対する調査

「子ども・子育て支援」に関する事業を洗い出し、今後の施策方針や庁内横断的な連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受注者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は発注者が行い、受注者が結果のとりまとめを行う。

(5) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

第2期子ども・子育て支援事業計画における施策・事業の実施状況について、(4)の調査結果から評価を行う。

(6) 目標量の設定

ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、美濃加茂市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、美濃加茂市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(7) 事業計画骨子案の策定

美濃加茂市子ども・子育て会議等での意見や各種調査の結果等をもとに、美濃加茂市の実情に即した計画の骨子案を作成する。

①現状を踏まえた計画課題の抽出

②計画全体のテーマ（基本理念、基本目標、基本方針）、体系の設定

③検証が必要な施策、数値目標や指標の提示

④計画構成の検討、構成案の提示

※各計画の骨子案をもとに、施策事業の検討・計画素案の作成を行う。

(8) 事業計画案の策定支援

(1)～(7)の結果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(9) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して美濃加茂市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。なお、パブリックコメントの期間は令和7年1月上旬から2月上旬を予定期間とする。

(10) 計画書及び概要版の作成

確定した計画の計画書及び概要版を作成する。

(11) 子ども・子育て会議の支援

①子ども・子育て会議（令和5年度は3月に1回、令和6年度は4回を予定）の開催にあたり、報告のための資料作成、必要な助言、会議運営支援、計画策定に係る提案を行う。会議には、担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

②報告の内容

- ・集計速報、国の動向（こども大綱等）報告（令和6年3月）
- ・クロス集計、集計報告、現状分析と課題整理（令和6年5月）
- ・国の動向から市の子ども子育て支援事業計画への助言、6検討事項①及び②に対する提案、計画の骨子案の提案（令和6年9月）
- ・計画案の策定報告（令和6年12月）
- ・確定した計画書、概要版の報告（令和7年3月）

※各報告では前回の会議の質問や検討事項等の回答を適宜行うこと。

6 検討事項

①国のこども大綱及び岐阜県のこども計画を勘案して、美濃加茂市こども計画の策定に関し、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定できるよう提案すること。

②調査結果の分析を受けて、美濃加茂市公立保育園施設整備計画の見直しなどを提案すること。

※検討事項①及び②については、令和6年9月の子ども・子育て会議に提案書を提出し、説明を行う予定とする。

7 スケジュール概要

| | | |
|------|----|--------------------------------------|
| 令和6年 | 1月 | 契約の締結 (アンケート用紙の作成、打合せ) ニーズ調査開始 |
| | 2月 | 保護者へのニーズ調査締切 |

| | | |
|------|-----|----------------------------|
| | | 庁内関係課に対する調査 |
| | 3月 | ニーズ調査のデータ集計の報告 |
| | 5月 | 現状分析と課題の整理 量の見込み等の検討・整理 |
| | 9月 | 計画の骨子案作成・報告 |
| | 12月 | 計画案策定・報告、総合政策会議※での審議 |
| 令和7年 | 1月 | パブリックコメント実施 |
| | 2月 | 総合政策会議で報告 |
| | 3月 | 計画策定・成果品の納品 |

※総合政策会議：美濃加茂市における政策会議の名称

8 秘密の保持

受注者は、本業務において知り得た内容を許可なく他の調査等に使用し、若しくは公表してはならない。

9 貸与資料

受注者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成して発注者に提出すること。貸与された資料は、完了時までには全て返却すること。

10 成果品

成果品の内容は、次に示す通りとする。

- ① ニーズ調査分析報告書 製本（A4版） 30部
- ② ニーズ調査分析報告書 電子ファイル 1枚
- ③ 収集データ（集計表） 電子ファイル 1枚
- ④ 計画書（A4判100頁程度 表紙4色本文1色） 200部
- ⑤ 計画書概要版（A4判8頁程度 4色） 3,000部
- ⑥ 計画書及び計画書概要版の電子ファイル 1枚

11 その他

①受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と連携を図りつつ、進捗に応じて報告を行うとともに、必要に応じて協議をすること。

②受注者は、業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

※本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。